

- 1、勤務時間は午前七時より午後五時迄（十時間）とする
  - 2、定時刻の残業は一時間に付一分二厘五毛の歩増を附すること
  - 3、七時以後の残業には辨當を支給すること
  - 4、割増金は出勤率の五割以上を支給すること
  - 5、年末賞與及酒肴料退職手當金等を職工同様とすること
  - 6、定期昇給年二回實行すること
  - 7、專業中負傷したる場合は工場法に基き扶助手當を支給すること
  - 8、臨時雇員全部を本雇とする
  - 9、皆勤賞與を支給し早退は三回迄は皆勤者と看做すこと
- 右要求に對し双方接衝の結果同日午後六時次の條件にて解

財團 協調會 福岡出張所

決せり。  
十三、解決條件

- 1、勤務時間一容認
- 2、残業一時間<sup>間</sup>に付一分の歩増をなす
- 3、辨當の支給一容認
- 4、割増金は一ヶ月出勤三分の二以上の出勤者は月收の三割三分の二以下の者には二割支給
- 5、退職準備金及傷害手當補助準備金として毎月左の通積立す
  - 一、本雇は金拾錢 臨時雇は金五錢
  - 二、專業主は本雇に對し金二十錢、臨時雇に對し金拾五錢
 を補助す、但右金額の支給方法は小頭連中と協議の上  
内規を決議す。

財團 協調會 福岡出張所